

山陽小野田市空き家利活用改修補助金交付要綱

令和3年9月16日制定

令和4年4月1日改正

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に規定する空き家利活用改修補助金として、市内に存在する空き家の利活用の促進及び住環境の向上を図ることを目的に、当該空き家の改修をすることに対し、山陽小野田市空き家利活用改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次に掲げる全てに該当するものをいう。

ア 市内に所在し、年間を通して使用実績のない常時無人な状態の建築物で総床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。

イ 建築年数が10年以上経過しているものであること。

ウ 山陽小野田市空き家バンク実施要綱第6条の規定に基づき山陽小野田市空き家バンクに登録されているもの又は登録されていたもの（登録中に売買契約が成立したものに限り。）であること。

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外にあるもの又は当該区域内にあり建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しているものであること。

オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合したものであること。

カ 過去にこの補助金の交付を受けていないものであること。

(2) 施工業者 市内に本店、支店、営業所、事務所等を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者をいう。

(3) 改修 空き家の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、空き家の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、取替え等を行うことをいう。

(4) 暴力団 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 当該空き家を購入又は賃貸借する契約を締結した個人で、当該契約を締結した日から1年を経過していないものであること。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。

(2) 3親等以内の者から購入し、又は賃貸借する空き家でないこと。

(3) 山陽小野田市税を滞納していないこと。

(4) 当該年度の3月20日（山陽小野田市の休日を定める条例（平成17年山陽小野田市条例第2号。以下「休日を定める条例」という。）第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日）までに当該空き家に居住する世帯の全員が当該空き家の所在地を住所として住民登録をし、その世帯の全員又は一部が3年以上居住すること。

(5) 補助対象者を含む当該空き家に居住する全員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助対象事業に係る契約をしないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助対象者が居住の用に供するため、空き家の性能の維持及び向上に係る改修を施工業者に依頼して行う工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

(1) 補助対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）の合計が10万円に満たないもの

(2) 第9条第1項の規定による交付決定の日より前に、補助対象事業に着手したもの

(3) 第12条に定める期限までに完了報告書の提出ができないもの

- (4) 移動又は取外しが可能な機器又は製品の購入
- (5) 車庫、倉庫等の改修（別棟の場合）
- (6) 改修工事費用以外の費用（設計費、登記費用、仲介手数料、造園及び庭木の剪定並びに除草等の費用、家財道具の運搬及び処分費等）
- (7) 他の制度に基づく補助金等の交付の対象となるもの
- (8) その他法令等で定める事項に違反するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの
（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費とし、予算の範囲内において、別表に定める額とする。

（交付の申請）

第7条 補助対象事業を行う補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- (2) 補助対象空き家の登記事項証明書の写し
- (3) 補助対象空き家の位置図及び平面図（改修工事箇所を明記）
- (4) 改修工事の施工業者（様式第1号別紙1）
- (5) 補助対象空き家全体及び改修工事前の改修工事箇所の写真（様式第1号別紙2）
- (6) 改修工事の見積書（内訳の記載されたもの）の写し
- (7) 改修工事の設計図等の写し
- (8) 申立書
 - ア 市税関係（様式第2号）
 - イ 業者用暴力団排除関係（様式第3号。確認が必要な場合に限る。）
- (9) 当該空き家への入居前の世帯全員の住民票の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業として適切であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助対象者に対し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の不交付の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者が、当該会計年度内において、受けることができる補助金の交付の決定は、一の補助対象事業に限るものとする。

(事業の実施)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

(補助対象事業の変更申請等)

第11条 補助決定者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市へ事前相談を行い、当該変更に係る補助金交付変更申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請については、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「当該変更に係る書類」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の変更申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金交付の変更を決定したときは、補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

4 第4条及び第8条の規定は、前項の規定により補助金交付の変更を決定する場合に準用する。

(完了報告)

第12条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、その完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月28日（休日を定める条例第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類を上記の日までに提出することが困難な場合は、当該年度の3月20日（休日を定める条例第1条に掲げる休日の場合は翌開庁日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る施工業者の請負代金請求書(内訳の記載されたもの)及び領収書の写し（未払いの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内に領収書の写しを市長に提出）
- (2) 補助対象事業の改修中及び改修後の写真(様式第8号別紙1及び別紙2)
- (3) 当該空き家への入居後の世帯全員の住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の完了報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助決定者に対し、補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置を補助決定者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。この場合において、同条中「2月28日」とあるのは、「3月20日」と読み替えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助決定者は、第13条に規定する補助金の額の確定通知を受け、補助金を請求するときは、補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しな

なければならない。

2 補助決定者が、前項の規定により補助金を請求するに当たり、その受領を業者に委任する場合は、代理受領委任状（様式第11号）を添えて提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による補助金の請求があったときは、補助決定者又は業者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第3条に定める補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助決定者に通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

（交付申請の取下げ）

第17条 補助決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助金交付申請取下げ書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合について準用する。

（返還命令）

第18条 市長は、第16条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取

り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、補助金返還命令書（様式第14号）により行うものとする。

（関係書類の整備等）

第19条 補助決定者は、補助対象事業の施工及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（報告、検査及び指示）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施工に関し必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助決定者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（関係法令の遵守）

第21条 補助決定者は、補助対象事業を実施するに当たり、法令等を遵守するとともに、関係機関及び関係部署と十分協議を行いその指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、補助対象事業が完了した後においても同様とする。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

空き家に入居する世帯の状況		補助率	補助金の上限額
空き家に入居する世帯が市外から転入する場合	15歳未満の者がいる世帯	1 / 2	100万円
	上記以外の世帯	1 / 2	50万円
空き家に入居する世帯が市内に転居する場合	15歳未満の者がいる世帯	1 / 3	50万円
	上記以外の世帯	1 / 3	25万円

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。

※空き家に入居する世帯の状況において、年齢は交付を申請する年度の4月1日時点の年齢とする。